第２章　プロジェクトを取り巻く状況

第２章　プロジェクトを取り巻く状況

２－１プロジェクトの実施体制

２－１－１組織・人員

（1）組織

本プロジェクトの責任機関は対外貿易経済合作部であり、実施機関は中央レベルでは衛生部である。また、各地方レベルの実施体制は図２―１のとおりであり、基本的には各省・自治区の保健医療部門の管轄官庁である衛生庁の結核病予防治療所（結核病防治所）が、供与機材の受け入れ機関である。中央の衛生部においては、疾病対策司伝染病第二処が結核病を管理する部門であり、下位レベルの結核病予防防治所を監督・指導する。また、衛生部結核病抑制センターは、各地方自治体（省・市・自治区）の衛生庁・局及び管轄下の結核病予防・治療施設に対し技術面と運営面での指導を行う。

図２―１　保健医療行政・実施機関組織図

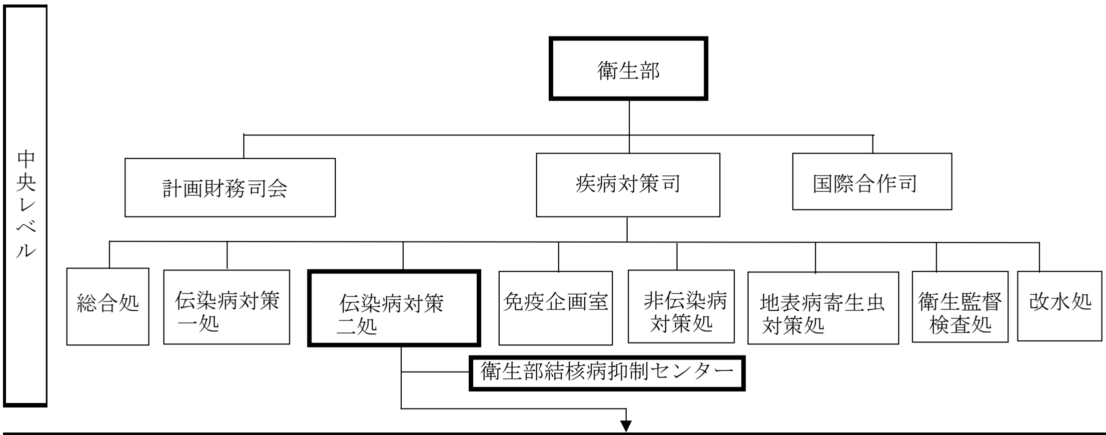

	レベル	管轄	結核対策実施部門	主な役割
地方レベル	省レベル（省・自治区・直轄市）	衛生庁	結核病予防治療所（結核病防治所）	＊下位レベルの管理・監督 ＊市・県レベルの職員の研修 ＊薬剤の購入、ストック、配布
	市レベル（市・自治州・地区・盟）	衛生局	結核病予防治療所（結核病防治所）または衛生防疫センターの結核病予防科（衛生防疫站結防科）	＊下位レベルの管理・監督 ＊県レベルの職員の研修 ＊県レベルの精度管理
	県レベル（県・区・市・旗）	衛生局	結核病予防治療所（結核病防治所）または衛生防疫センターの結核病予防科（衛生防疫站結防科）	＊DOTSの実施単位として患者の登録診断・治療 ＊喀痰塗抹検査の実施 ＊郷・村医への研修DOTS・指導監督 ＊郷・村医の研修・指導
	郷レベル（郷・鎮・蘇木）	衛生行政所	衛生院	＊患者の発見、県レベルでの喀痰検査の紹介 ＊DOTSによる治療・管理
	村レベル		衛生站	＊患者の発見、県レベルでの喀痰検査の紹介 ＊DOTSによる治療・管理

（2）人員

衛生部の職員数は 225 人で、そのうち 34 人が疾病対策司に勤務している。また、DOTS 戦略に基づく結核対策は、各地方自治体の衛生庁・局及び管轄下の結核病予防・治療施設の職員により実施されるため、本プロジェクト実施のために職員を新たに雇用する必要はない。

以下に、各省別の県レベル結核病対策専門の職員数を示す。このほかに管轄する衛生庁(省レベル)の結防所の職員は、平均して40～50名、市レベルでは平均して10～20名の職員が配置されている。また、郷レベルの衛生院には３～10 数名の職員がおり、村レベルの衛生站には医師が１名以上従事している。DOTS 戦略に基づく患者の服薬確認は、医師(或いは医士)が直接監視下に行う。また、喀痰の検査は、検査技師が実施する。(地域により医師も検査を行うケースがある)

表２―１　本プロジェクト対象県の結核対策従事者

省・自治区名	県数	従事者数			
		医師・士	検査技師	放射技師	その他
四川省	10	18	9	0	2
青海省	23	40	30	20	4
河南省	78	262	107	72	234
内蒙古自治区	30	189	43	43	191
江西省	11	41	18	16	22
陝西省	18	52	20	19	0
安徽省	24	30	21	20	0
貴州省	31	131	29	25	2
雲南省	30	69	33	27	0
山西省	40	86	34	34	6
広西自治区	20	50	18	20	0
合計	315	968	362	296	461

２－１－２財政・予算

（１）衛生部予算

中国の衛生部予算の推移は以下のとおりとなっているが、新国家結核対策計画「全国結核病予防および抑制計画(2001-2010 年)」の策定に基づき、2001 年より本プロジェクトに係わる費用は結核対策特別予算として計上される。

表２－２　中国全国医療衛生総費用の内訳、1994～1997 年（単位：億元）

	1994年	1995年	1996年	1997年
1. 政府衛生事業の予算	338.46	383.09	460.95	522.08
総費用に占める割合（%）	19.14	16.97	16.13	15.42
1）公共衛生業務経費	246.41	270.8	324.96	362.32
①衛生事業費	146.97	163.26	187.57	209.20
②中医事業費	12.06	13.66	15.53	18.13
③家族計画事業費	26.47	31.91	37.83	44.23
④高等医学教育経費	12.37	12.80	13.15	13.55
⑤予算内基本建設支出	12.37	11.55	21.61	22.81
⑥医学研究費	3.18	2.56	4.17	4.64
⑦衛生行政管理費	7.10	8.84	14.95	15.61
⑧その他衛生支出	25.89	26.22	30.15	34.15
2）公費医療経費	92.05	112.29	135.99	159.76
2. 社会衛生支出	623.29	739.67	844.44	937.73
総費用に占める割合（%）	35.24	32.76	29.55	27.70
①行政部門の衛生支出	76.65	94.43	100.55	104.33
②企業衛生支出	430.58	497.59	546.30	585.33
③郷村集団衛生支出	40.63	50.12	78.38	87.50
④個人開業医衛生支出増加分	1.67	1.55	0.61	
⑤衛生部門予算外基本建設支出	14.11	18.62	22.34	26.06
⑥その他衛生支出	59.65	77.36	96.26	134.51
3. 住民衛生支出	806.86	1,135.04	1,551.85	1,925.06
総費用に占める割合（%）	45.62	50.27	54.31	56.87
①都市住民医療衛生支出	312.18	441.22	596.02	780.31
②郷・村住民医療衛生支出	494.68	693.82	955.83	1,136.02
③その他衛生支出				8.73
医療衛生総費用（億元）	1,768.61	2,257.80	2,857.24	3,384.87
医療衛生総費用の増加率（%）		27.66%	26.55%	18.47%
1人当たりの医療衛生支出（元）	147.51	186.44	233.43	273.86
GDPに占める割合（%）	3.78%	3.86%	4.21%	4.53%
国内総生産（億元）	46,759.40	58,478.10	67,884.60	74,772.40
全国人口（億）	11.99	12.11	12.24	12.36

（２）結核対策特別予算

本プロジェクトの実施予算は、中央レベル(衛生部)および各下位レベルの地方自治体がそれぞれ準備することになる。原則として中央レベルから本プロジェクトの実施予算として特別な交付金は配分されない。新 10 カ年計画「全国結核病予防および抑制計画(2001-2010 年)」に基づき衛生部では、2001 年度予算(2001 年７月～2002 年６月)として年 4000 万元の予算を計画しており、2001 年１月の段階で、衛生部長、財務部長、国家計画委員会および国務院の最終承認を得え、３月の全国人民代表大会において正式に承認された。この衛生部の予算の内訳は、以下のとおりである。なお、この中で計上され

ている薬品代は、日本の援助対象地域以外の薬品購入費である。

表２－３　衛生部結核対策予算(2001 年度)

内訳	金額	日本円換算	割合
薬品代	26,800,000 元	355,904,000 円	67.0%
研修費	2,680,000 元	35,590,400 円	6.7%
保健教育費	3,840,000 元	50,995,200 円	9.6%
実施監督費	3,640,000 元	48,339,200 円	9.1%
管理費	3,040,000 元	40,371,200 円	7.6%
合計	40,000,000 元	531,200,000 円	100%

1 元＝13.28 円

また、結核対策を実施する下位レベル(省、市、県レベル)については、2000 年 12 月に重慶市で開催された衛生部と全国の省レベル衛生局の会合において、対象省・自治区が日本の援助を受け実施予算を負担し、結核対策プロジェクトを行う意志の確認がされている。本プロジェクトが実施された場合、本プロジェクトの実施対象政府（省、市、県レベル各々）は、2001 年６月までに実施予算を確定することとなっている。これと同時に衛生部は、各対象省と結核病防治承諾書（経費負担、予算措置、設備の確保、人材の確保・研修などを含む）を交わし、併せて計画書の提出を求めることになっている。また各対象市・県政府も上級政府に対して承諾書および計画書を提出することとなっている。

２－１－３技術水準

中央の衛生部は、既に 1991 年以降世銀プロジェクト及び衛生部プロジェクトで結核対策を実施した経験を有している。このため、両プロジェクトで培った患者発見・診断・記録・報告・患者管理の方法(記録台帳等)等のノウハウを十分生かし、本プロジェクト対象地域において結核対策を展開していくことは可能である。さらに、対象県 315 県のうち 175 県(56%)は、衛生部プロジェクトを既に実施してきた県であるため、結核対策を進める体制は整っている。

また、衛生部プロジェクトを実施していない県に於いてもプロジェクトを実施する人員は、衛生局や衛生防疫センター等の医師や検査技師が当たるため、人員的・技術的には支障はない。さらに、上記の世銀・衛生部の両プロジェクトで使用している結核対策実施要項（工作手帳等）を基にプロジェクト開始前に予め研修等の準備作業を中国側は計画していることから、プロジェクトの実施には支障ない。

しかしながら実施地域が広範囲なこと、さらに関連する職員も膨大となるため、診断技術・管理技術レベルを一定に確保することが必要である。このために、結核対策を実施する人員に対する継続した研修、モニタリング、監督は非常に重要となっている。

２－１―４既存の施設

（１）結核対策に係わる実施機関とその役割

結核対策に係わる実施機関は、前述図２－１のとおり省、市、県の各々のレベルに専門の部門を有している。以下に、世銀プロジェクトにおける各地方自治体における結核対策に係わる実施機関とその役割を示す。本プロジェクトにおいても基本的に同様なシステムで実施されることになる。

表２－４　実施機関とその役割

行政区分	実施機関	主要機能・役割
中央	衛生部結核病抑制センター	・ ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの企画、準備、予算を含む関連資料の作成 ・ 省・自治区に対する研修、検定・評価、指導、調整 ・ ｽｹｼﾞｭｰﾙ管理、資金運用監視、終了時の総合評価等
	全国結核病細菌学実験室 (上記センター内)	・ 全国結核病細菌学の技術基準、業務ﾏﾆｭｱﾙの標準化 ・ 精度管理ｼｽﾃﾑの確立、監視、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ、基礎研究等
省レベル	結核病防治所	・ 自省・自治区の年度実施計画の策定、関係機関の動員 ・ 省・自治区内技術者(DOTS 管理員、技師、放射線技師、統計担当)の研修 ・ 患者管理、精度管理、資金運用、薬剤・器材類の供給、統計などの監視、年度末報告書の作成等
	省・自治区結核病細菌学実験室 (上記防治所内)	・ 省･自治区内の顕微鏡検査網及び精度管理制度の確立 ・ 下位実験室の監視・評価、精度管理、耐性検査 ・ 技術者の研修、地区・県への器材供給、特に染色剤
市レベル	結核病防治所	・ 技術者の研修、県の患者発見、診断、報告、治療、統計及び管理業務の実施状況の監視、検定、指導 ・ 省・自治区の薬剤・器材類供給業務の協力
	地区結核病細菌学実験室 (上記防治所内)	・ 県実験室技術者の定期ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ、細菌学の定期評価指導（精度管理）
県レベル	結核防治所（科）	・ 自県の年度実施計画の策定、統計表の作成、上位報告 ・ 患者の確定診断、登録、近隣患者の治療及び管理 ・ 郷・村医のﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ、業務検定・指導、DOTS 管理費の支給管理、巡回指導 ・ 薬品の保管、配布、登録
	県(区)結核病細菌学実験室 (上記防治所内)	・ 規定の手順に従って塗抹検査の実施 ・ 規定の登記簿で検査結果の記載、検査結果の伝達
郷レベル	郷・鎮衛生院の 結核担当の医師	・ 患者の発見、県レベルでの喀痰塗抹検査の紹介、 ・ 薬品の受領管理、DOTS 管理 ・ 患者の痰定期検査の管理、副作用の報告、患者訪問
村レベル	村医師	・ 患者の発見、県レベルでの喀痰塗抹検査の紹介、 ・ 薬品の受領管理、DOTS 管理 ・ 患者の痰定期検査の管理、副作用の報告、患者訪問

（２）既存の施設

結核対策を実施する既存の施設は、上記の表のとおりであり各レベルの施設がそれぞれの役割を担っている。なお視察した四川省と雲南省の既存の施設状況は、添付資料―11 を参照。